

南部箕蚊屋広域連合職員の給与の支給に関する規則

平成11年7月19日 規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の支給、返納、減額)

第2条 南部箕蚊屋広域連合議会議員等及び職員の給与に関する条例(平成11年南部箕蚊屋広域連合条例第9号)第3条第2項に規定する職員の給与の支給、返納及び減額については、南部町職員の給与の支給に関する規則(平成16年南部町規則第39号)を準用する。

(この規則の施行に際し必要な事項)

第3条 この規則に定めるもののほか、職員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年10月1日規則第4号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。